



地域みんなで子育て応援！

シン・子育て王国 とっとり

鳥取県不妊治療費助成制度について

鳥取県子ども家庭部家庭支援課



はじめに・・・

- 令和4年度から特定不妊治療が保険適用されたことに伴い、保険適用外で実施される先進医療、及び全額自費診療として行われる治療（保険適用回数を超える治療）について、県の助成を行ってきました。
- 令和6年度からは、保険適用から2年が経過し、県内医療機関における不妊治療の実施状況をふまえ、保険適用の回数を超えた方への助成、令和7年度には、43歳から始めた治療に対する助成等、制度の拡充を行っています。
- また、重篤な遺伝性疾患をもつ子どもが生まれる可能性がある夫婦を対象に実施される、着床前検査（PGT-A）費用についても単県で助成を行っています。



助成対象となる治療

- 令和4年4月1日以降に治療が開始され、
令和7年4月1日から令和8年3月31日までに
終了した治療



助成制度の内容について

① 保険外併用で実施された**先進医療への補助**

(保険診療と組み合わせて実施される先進医療に対して5万円／回を上限に助成)

② 全額自費診療で実施される治療への**助成金額の拡大**

③ 保険適用外で実施される**PGT-Aへの上乗せ補助**

④ **自己負担軽減補助**



②全額自費診療で実施される治療への助成金額の拡大

下記のいずれかに該当し、全額自費で行う治療へ助成する。

- (1) 先進医療ではない保険適用外となる治療を行う場合
- (2) 保険適用される治療回数を終えられた方が、継続して治療を実施する場合
- (3) 保険適用される年齢を超えた方が、継続して治療を実施する場合（42歳までに特定不妊治療の治療歴のある場合に限る）



②助成限度額及び助成回数について

新たな制度	
助成金額	治療回数に関わらず、全額自費で行われた治療に対し、 <ul style="list-style-type: none">・採卵ありの治療は 30万円／回・採卵なしの場合は 11万円／回 を上限に助成。
助成回数	初回の治療開始日の妻の年齢が、 <ol style="list-style-type: none">①40歳未満の方 : 6回/子まで②40～42歳の方 : 3回/子まで③43歳以上で始めた治療を申請する場合 : 上限3回まで



治療開始時の妻の年齢について

○ 子の初回治療開始時年齢。

(初回治療とは…)

令和3年度までの国制度の助成（経過措置により令和4年度に受けた助成を含む）を受けた治療、もしくは、令和4年度以降に開始した治療（保険診療もしくは自費診療で実施した特定不妊治療）のいずれか早いほうの治療。



助成回数の考え方について

初回の治療開始日の妻の年齢が43歳未満の場合

- ・令和4年度以降に受けた県の自費診療aの助成を受けた回数を含む。

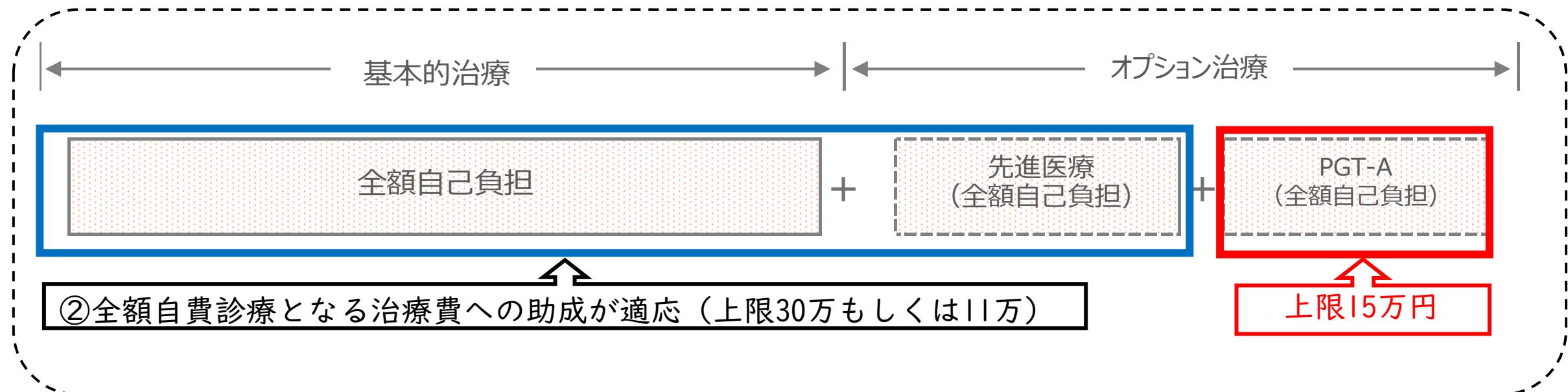
初回の治療開始日の妻の年齢が43歳以上で始めた治療を申請される場合

- ・令和4年度以前に受けた県の上乗せ助成（上限10万円）と、令和4年度以降に受けた県の自費診療b（上限10万円）の助成回数を含み、上限3回までとなります（生涯通算しての回数です）。



③保険適用外で実施されるPGT-Aへの上乗せ補助

全額自費診療でPGT-Aを実施された場合、上限15万円の上乗せ助成を行う。（助成回数は②の助成回数に準ずる。）



※着床前検査（PGT-A）はR5.3月に先進医療Bに承認されたが、厚生労働省の認めた一部の医療機関で実施されたもののみ先進医療の適応となる。



④自己負担軽減補助

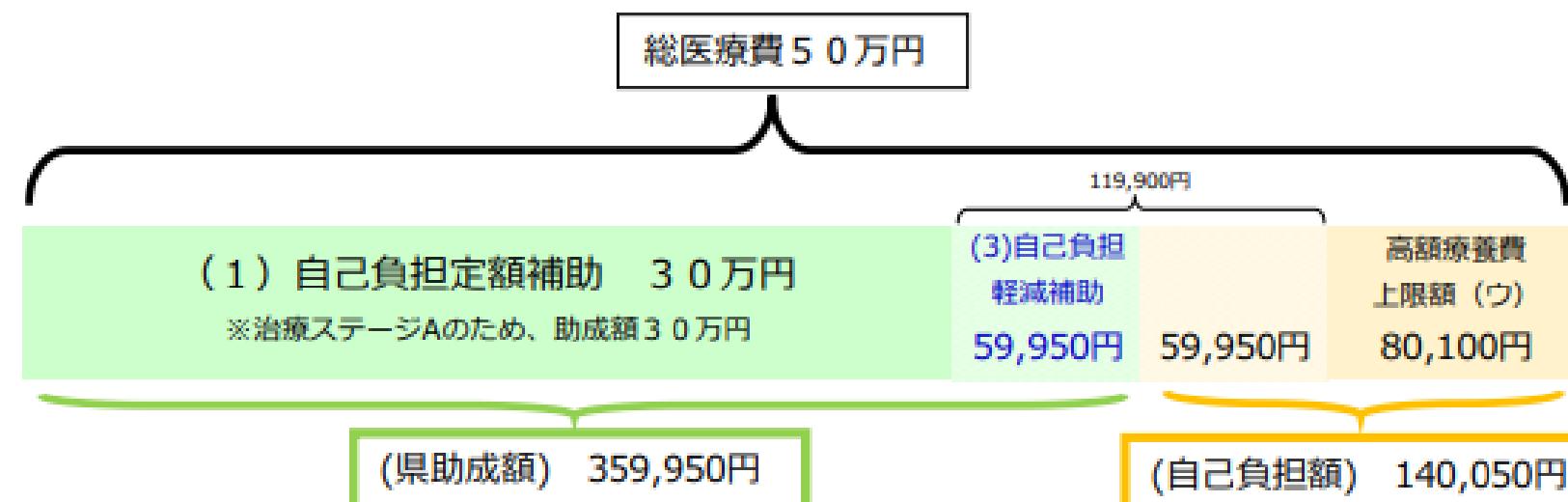
②及び③の助成を受けた後の自己負担額が、「高額療養費適用区分別ひと月の上限額を上回る場合、上回った額の1／2を助成する。

【高額療養費適用区分別ひと月の上限額】

適用区分	ア	イ	ウ	エ	オ
ひと月の上限額	252,600円	167,400円	80,100円	57,600円	35,400円

※高額療養費制度：保険適用の治療を受けた際医療費の負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。上限額は、年齢や所得に応じて定められています。

【総医療費が50万円だった場合】※高額療養費限度額適用区分（ウ）で治療ステージA（PGT-Aなし）の場合



※助成回数は②の助成回数に準ずる。



令和7年度の申請期限について

※申請期限を過ぎたものは受付できません。

助成金は、原則、申請しようとする一回の治療期間の治療終了日の属する年度内に申請してください。なお、例外的に、1月1日から3月31日の間に終了した治療については、特例措置として翌年度の5月29日まで申請できます。

<令和7年度の申請期限> 治療終了後は速やかに申請してください。

治療終了日	申請期限（必着）
令和7年4月1日～令和7年12月31日	令和8年3月31日（火）の正午まで ＊鳥取市は、午後5時15分まで
令和8年1月1日～令和8年3月31日	令和8年5月29日（金）の午後5時15分まで

※例年、1～3月は申請が集中します。市町村の助成金申請に県の交付決定通知書が必要な場合や、書類不備などで期限内に受付が出来ず、申請不可となったケースもありますのでご注意ください。



申請に必要な書類①

- (1) 鳥取県不妊治療費助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 医療機関が発行する不妊治療受診証明書（様式第3号）
- (3) 医療機関が発行する助成対象経費にかかる領収書の写し
※先進医療の申請の場合、領収書のみで先進医療費が確認できない場合は加えて明細書の写し
- (4) 夫婦の住民票※3か月以内に発行されたもので、「続柄」及び「筆頭者」記載があるもの
- (5) 婚姻をしていることが確認できる書類 ※6か月以内に発行されたもの
法律婚の場合…戸籍抄本等、事実婚の場合…戸籍謄本及び申立書
- (6) 初回（通算1回目）に限り、婚姻日が確認できる書類
法律婚の場合…戸籍謄本等、事実婚の場合…申立書



申請に必要な書類②

出産等を経て、これまで受けた助成回数をリセットする場合

- (7) 出生した子の住民票及び戸籍謄本
※ (4) (5) に子の記載がある場合は省略可

高額療養費制度を活用した場合の自己負担額を上回る場合

- (8) 妻の高額療養費適用区分を確認できる書類等
・妻の限度額認定証の写し又はマイナポータルで限度額認定証の適用区分を確認



申請・問合せ先

当事業の交付申請をお考えの方で、制度についてご不明な点・疑問点等ございましたら、必ず下記までお問い合わせください。（治療内容・申請時期等によっては、助成が受けられない場合があります。）

お住まいの地域	機関名	住所	番号
倉吉市、東伯郡	中部総合事務所 倉吉保健所 健康支援総務課 健康長寿担当	〒682-0802 倉吉市東巖城町2	☎ 0858-23-3143 FAX 0858-23-4803
米子市、境港市 西伯郡、日野郡	西部総合事務所 米子保健所 健康支援総務課 健康長寿担当	〒683-0054 米子市糀町1丁目160	☎ 0859-31-9319 FAX 0859-34-1392
鳥取市、岩美郡 八頭郡 (*)	鳥取市こども家庭局 こども未来課 育成係	〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4 (駅南庁舎1階)	☎ 0857-30-8239 FAX 0857-20-0144

(*) 申請様式や提出書類は、鳥取市の定めによります。詳しくは直接お問い合わせください。